

介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所の指定取消処分について

介護保険法第77条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第1項の規定に基づき、下記のとおり指定取消処分を行いました。

記

1 事業者等の概要

法人名	株式会社あお
代表者	代表取締役 山本浩生
事業所名	ケアステーションそら
所在地	揖保郡太子町老原578番地8 リバティハウス202
事業種別	介護保険) 訪問介護、障害福祉) 居宅介護・重度訪問介護
指定年月日	介護保険) 平成30年6月1日、障害福祉) 平成29年10月1日

(参考) 現時点で当該事業所でサービスの提供を受けている者はない。

2 処分内容 指定取消処分

3 処分年月日 令和2年4月10日

4 処分理由

(1) 運営基準違反

平成31年1月16日～令和元年7月24日に実施した実地指導及び監査(計4回)で判明した改善を要する事項について、改善命令を行ったが、当該命令に従わず、必要な措置がとられていない。

【主な改善を要する事項】

- ・従業員1名の平成30年12月の勤務時間が367時間を超え、かつ、休日を1日も取得せず、早朝深夜を含め60時間勤務が散見される。適正な勤務形態ではないので早急に改善すること。〔姫路労働基準監督署に情報提供済〕
- ・特定事業所加算(※)の算定要件を満たしていない。受領済の報酬を自主返還すること。(概算約200万円)
※従業員研修の計画的実施や利用者に係る情報を従業員に的確に伝達する等、サービスの質の向上に取り組む事業所に支給。

(2) 人員基準違反

サービス提供責任者が令和元年11月1日以降不在であり、適正配置命令を行ったが、当該命令に従わず、必要な措置がとられていない。